

ベルギーの重大感染症対策法 Loi pandémie の制定について

— その憲法的背景の検討 —

武 居 一 正*

1. はじめに

本稿は、ベルギーで定められようとしている重大感染症対策法の制定に至る背景事情のうち、主に人権制約に関わる憲法上の問題点を検討しようとするものである。

周知のように2020年3月11日に世界保健機関 WHO がパンデミック宣言を出したが、この頃には、ベルギーでは既に新型コロナウイルスが猛威を奮おうとしていた（この日に最初の死者があった）。当時の連邦政府（ウィルメス Wilmès 事務管理内閣）は、翌12日の夜、連邦が関わる局面になったと判断して、13日から最初の感染防止措置を取ると決め、この日以来連邦政府の COVID-19との長い戦いが始まった。

この措置により、憲法上及び国際法上の様々な自由や権利が制限されることになったところ、当初は感染防止のために止むを得ないものと受け止められたが、時の経過とともに様々なところから不満の声が上がり始めた。政府は状況に応じて硬軟両様臨機応変の対策を取るべく努力を続けたのであるが、

*福岡大学法学部教授

なかなか功を奏さず、規制措置そのものは長期間継続され続けることになったからである。

不満や批判には感染防止措置の科学的有効性を問うものや人権侵害の不当性ないし違法性を追及するものなどがあり、憲法学者などからは政府の措置の法的根拠の不十分さについて指摘がなされた。また、数多くの訴訟も起こされ、政府が敗訴する例も生じた。

これらの状況から、政府は、よりしっかりした法的根拠を付与し、将来を見据えた重大な感染症対策のためにも根拠法制定の必要を認め、法案の準備に入った。

以下では、このような背景事情のうち、憲法上の問題点を検討しようとするものである。まず、2020年3月以降の新型コロナウイルス対策状況を概観した上で、次に、憲法上の問題点の指摘の内容を分析、検討する。続いて、政府が敗訴したブリュッセル第一審裁判所の判決及びこの判決を覆し、大臣のアレテの根拠法の合憲性についてニュアンスのある判断をしたブリュッセル控訴院の判決を検討する。最後に、重大感染症対策法の制定準備及び同法の内容について点検することとしたい。

2. 新型コロナウイルス感染対策の状況

これについては既に別稿で詳しく触れているので*1、対策の法的側面に関わるもののみ焦点を当てる。

(1) 対策体制の整備

2020年

3月13日 「最初の感染防止措置」実施

人から人へ感染することが分かっていたので人との接触遮断を目的とする措置（人が集まる行事の中止、ホテル、レストラン、カフェ〔以下 horeca と略す〕の閉店、テレワークの義務、学校休校など）が取られた（20日には

国境閉鎖、23日以降本格的な外出禁止 confinement など決定）。

3月17日 ウィルメス第2次内閣成立

未曾有の惨禍をもたらしつつある新型コロナウイルス感染対策を事務管理内閣の緊急事対応権限に任せるのではなく、下院で野党がウィルメス内閣を新たに信任し、民主的正統性を付与して事務管理内閣から完全な権限を持つ内閣に格上げし、コロナ対策に当たらせることで与野党間で合意が成立した。この背景には、2019年5月の下院選挙後の連立交渉が難航していたことがあった。政治的対立から新連立形成がすぐには無理なので、今存在している政府に担当させるといふ、すこぶる間に合わせの案であった。

（2）具体的対策措置

3月23日 内務大臣のアレテ制定*2

本格的な規制開始の根拠アレテである。本アレテの制定文において、市民保護に関する1963年12月31日法及び警察の職務に関する1992年8月5日法、市民の安全に関する2007年5月15日法を参照し、規制の根拠としたことが後に問題とされることになった。

これ以降の内務大臣のアレテは、その時々状況に応じて、この最初のアレテを補完したり、修正したりしたものといふことができる。それで最初のアレテへの批判を引き継ぐことになった。

3月27日 特別権力付与のための2つの授権法制定*3

ウィルメス内閣に、新型コロナウイルスの世界的大流行とその社会・経済的影響への対処に限定される「特別権力」を付与するためである。特別権力とは、危機的状況に緊急対処するために、政府の権限を一時的に拡大し、授権法が定めた領域で、政府に対し法的規定を単独で修正または制定する権限を与えることをいう。

この後、政府の決定は「国家安全委員会 Conseil national de sécurité」への諮問後なされることになった。この委員会は、2015年に設置され、元々は

テロ対策などの国家の安全に関する方針を決定する任務を有していた。構成員には、関係閣僚などの他に、共同体及び地域圏の代表が加えられ、連邦を構成する自治体の意見反映が考慮された。加えて、「拡大関係閣僚会議 Superkern」が随時開催された。構成員には内閣を信任した与野党の党首も加えられた。国民の意見を集約するものとしての政党を代表する者の参加は、民主主義の観点からすれば望ましいものであったと言えよう。緊急事態下、如何に早くて確かな決断をし、その決断にあたって如何に国民の意見を反映させるかのぎりぎりのところで編み出されたこの「新たな決定の仕組み」は危機的状況での創造性の発揮として評価できると思われる。

5月4日 規制緩和開始

第一波が少し落ち着いたところで、国民の声に答えようとした。但し、この間も社会的距離の維持やテレワーク、マスク着用などは維持された。

7月23日 規制緩和措置中止

感染状況悪化により、規制再開へ。

9月末 第二波に見舞われる。

(3) 新たな対策体制とその対応

10月1日 ドゥ・クロー内閣成立

2019年5月26日の下院選挙以来ようやくして連立政権が成立した。新内閣も新型コロナウイルス感染対策に全力を挙げることを目標の1つに掲げ、「協議委員会 Comité de concertation」で対応を決定することにした。この委員会は1980年に利害対立及び権能抵触の予防及び解決の協議ために設けられたものである。その構成は、連邦政府から首相の他に5名の閣僚、連邦を構成する自治体である共同体及び地域圏から代表6名、合計12名から成り、言語的同数性が維持されている*4。新内閣は、COVID-19に対する全国的対応を取るために連邦構成自治体の代表を加えるこの委員会の利用を選択したものである。

10月16日 首相、協議委員会後、再外出禁止措置（19日より）を取ると発表。

3月よりも事態が重大だと判断した第二波抑制のため。

10月28日 内務大臣のアレテ制定

第二波対策をより詳細に定めた。3月23日のアレテと同様の法的根拠に基づくものであった。

10月30日 政府は、協議委員会後、厳格な外出禁止措置を6週間取ると決定（11月2日より）。

医療崩壊を防ぎ、クリスマスなど年の瀬を少しでも普通に過ごせるように。

12月28日 高齢者への試験的ワクチン接種開始

2021年

1月22日 新たな国境管理措置発動決定

前年の蔓延の切っ掛けとなったカーニバル休暇を控えて、不可欠な理由に拠らない出入国禁止（1月27日から3月1日まで）など。

2月5日 規制措置延長決定（4月1日まで）

4月23日 規制緩和開始決定

horeca 再開、夜間外出禁止廃止など（5月8日から）。

5月11日 夏以降の緩和措置決定

4段階での緩和、9月からは規制全廃予定。

3. COVID-19対策措置への批判とその検討

（1）コンセイユ・デタ行政訴訟部への訴え

様々な規制措置（集会禁止、マスク着用義務、horeca 閉店など）には直ぐに不平不満が出て、コンセイユ・デタでの訴訟が頻発した*5。2020年5月以降、規制措置の緊急執行停止を請求する訴えについてコンセイユ・デタの判決が下され始め、そのほとんど全てが棄却されている*6。つまり、ほとん

どの場合に、コンセイユ・デタは、火急 *extrême urgence* の要件が満たされていないと判断したのである。その理由は、1 つには訴えが争われた規範の修正や廃止後になされたから訴えの対象が存在しなくなったこと、2 つには訴えの理由が重大 *sérieux* でないこと、であった*7。

コンセイユ・デタ行政訴訟部総会は、2020年10月30日の2つの判決*8で、執行停止を求められた大臣のアレテの法的根拠を確認しており、緊急執行停止が請求されたその他の判決でも同様に、コンセイユ・デタは、新型コロナウイルス感染対策の新たな措置を定める大臣のアレテは十分な法的根拠に明らかに基づいていると判断していた。このように行政最高裁判所の前では、問題は決着を見ていたと言える。

(2) 新聞報道における批判

管見の限りでは、2020年8月の終わり頃から、様々な方面から新型コロナウイルス感染対策措置についての意見や批判が出始めていた。その主張の要点を見てみよう。

8月27日付ル・ソワール紙の60名の医学者らの意見*9は、新型コロナウイルス感染危機の管理を全面的に見直す緊急の必要があるとして、「民主主義を尊重する中で、科学的に有効性を証明され、バランスが取れ、不正な効果を生まない措置を提案するための新たな作業グループ」の設置を求めている。この意見の中で、法的なものとしては、「執行府により定められた一定数の措置は、法的に不適切で有効でない根拠に基づいている。それらは、例えば、マスクの義務的着用、〔携帯などをモニターしての〕行動確認 *traçage*、社会的間隔維持又は集会禁止を課す根拠とはならない。更に、執行権は、これらの措置に2007年法に定められた刑事制裁を付加する権限がない。将来の措置はベルギー憲法の尊重において取られねばならない。」と主張をしていた。

以上の指摘は、①政府の新型コロナウイルス感染対策が、法的に不適切で有効でない根拠に基づいているとするもので、法的には最も重大な批判であ

る。次に、②2007年法を根拠に（大臣のアレテで）刑事制裁を科すことができないとの主張は、2007年法が大臣に正式に刑事制裁を科す権限を与えていない。つまり、権限がないのに行使しているとの批判である。

9月12日及び21年1月30日付ル・ソワール紙のブルゴー Bourgaux 教授（モンズ大・憲法）の意見^{*10}は、国会が新型コロナウイルス感染対策に関わっていない、つまり取るべき措置について何ら審議していない、ことを批判するものである。同時に、政党の党首は関係閣僚会議での議論に参加しているが、むしろ下院の会派代表こそが参加すべきなのではないかと指摘し、「政治的決定に専門家（医者、ウイルス学者、疫学者）が密接に関わっているが、…憲法はそのような関わりを予定していない。…専門家による統治を警告する。」と述べる（9/12）。続けて、国会での民主的な議論がないことを指摘している（1/30）。

要するに、③国民の代表である国会議員が国会での審議を通じて政治的決定に関わっていないことから、新型コロナウイルス感染対策措置が民主的正統性を欠いていることを指摘するものと理解できる。蛇足ながら、専門家云々については、このような場合に専門家の意見を聞かないで政治家が判断することはできないのではないかとのみ指摘しておく。

11月2日付ル・ソワール紙の記事^{*11}は、25名の憲法学者の警鐘を扱っている。そのなかで、第1に「基本権の最も仮借のない制限が、たった1人の大臣により署名された単なる大臣のアレテをもって定められている。しかも、事前の正式な法的意見を求めずに。…憲法は、権利や自由の重大な制限は国会自身によって決定されることを求めている。政府が依拠している法律は、権利や自由の長きにわたる大量の制限をすることを全く予定してはいない。…現在の法律はそのような措置を根拠付けるには不十分で、大臣のアレテにより定められることができない。」第2に、「コンセイユ・デタはコロナに関する決定が憲法上の根拠を欠いていると確認せねばならなかった筈である。

…コンセイユ・デタは、コロナ法が絶対⁸に不可欠だと政府に対し警告を発することが出来よう。」と述べている。

つまり、④人権制限を大臣のアレテではできず、法律によらねばならない。だから、法的根拠となる法律（コロナ法）の制定が必要であること〔これは①と内容的には同じと言える〕及び⑤大臣のアレテを定めるに際しては、事前にコンセイユ・デタ立法部の意見を求めねばならないこと、を指摘している。

2021年1月15日付ラ・リーブル・ベルジック紙^{*12}は、人権同盟 La Ligue des Droits Humains が2020年10月28日に新しい大臣のアレテが従来の新型コロナウイルス感染の蔓延に対する戦いの措置を延長するために発効したが、議論もなしに定められたこと、人々の人権を重大に侵害するものであることなどを非難していると伝えている。

この指摘は、③及び④と同内容のものといえる。

21年1月28日付ル・ソワール紙^{*13}は、フランス語系全大学の研究者達が例外的措置権 pouvoir d'exception の民主的正統性に異議を唱えていると伝えている。すなわち、「昨秋完全な権限を有する政府が成立し、それから3ヶ月も経たない内に2回目の外出禁止が始まった。最初のとは2つの点で基本的に異なっている。まず、今後は緊急性を援用できないこと、加えて、外出禁止の一時のかつ例外的な性格はもはや全然明白ではないこと、である。COVID-19対策措置は限定された期間についてのものであったのに数ヶ月前から延長されて、事実上無期限のものになっている。…出口の見込みも示されていない。危機の長さにも拘わらず、いつも緊急だとされている。…〔対策措置は〕公開の、色んな立場からの、開かれた民主的議論の対象になっていない。…公開の議論はおよそあらゆる正統で合理的な決定の欠くことのできない条件である。」

この指摘は、③と同一内容と見て良からう。

2月10日付ル・ソワール紙^{*14}は、20,000人の弁護士達が、新型コロナウイルス感染対策措置が大臣のアレテにより定められ、国会の議論を経ていないことを指摘して、法治国の浸食を心配していると伝えている。すなわち、「重大な感染症の流行が保健を守るために特別の措置を取ることを正当化するとしても、我々の法治国を揺るがすことは許されない。規範の正統性の欠如による法治国の浸食を深く危惧するものである。…法治国においては、誰も法律によりその行為が禁止され、刑罰が定められていない場合には、刑罰を科されることがない。」

ここでも、国会の議論を経ていない規範の正統性を問題にしている。これは、③と同趣旨である。また罪刑法定主義に触れていて、大臣のアレテによる刑罰を非難している。これは②と同趣旨である。

2月11日付ル・ソワール紙^{*15}と同月24日付ラ・リーブル・ベルジック紙^{*16}でのインタヴューで、ヴェルデュッセン Verdussen 教授（仏語系ルーヴァン・カトリック大・憲法）は、「これらのアレテが根拠としている法律の適切さと十分さについて重大な疑いがある。特に2007年法はこんなに長い危機のために定められたのではなく、時間的には限定された、工場災害のような、事故のためであった。…法的規範は信頼の置けるものでなければならない。そうであればある程、市民は一層それを尊重する。…何故規範が必要かについての国会での審議がなければならない。2020年3月だったらこんな事は言わないが、今は感染拡大から1年経っている。この審議をすべき時である。」と述べ（2/11）、「憲法は立法者がただ1人の大臣に権力を委任するのを認めてはいない。国王、つまり執行権、に権力を委ねることはできる。委任するに際し、もし基本権への干渉を認めるのであれば、この委任は特に明確でなければならない。…政府はいつも対コロナアレテをコンセイユ・デタ立法部の審査に付すのを拒否してきたが、緊急を引き合いに出すとしても、コンセイユ・デタの意見は、時には5日という、とても短い期間内に請求するこ

とができるから、これまで一度も意見を求めなかったことはほとんど理解しがたい。」と続けた（2/24）。

法的根拠の必要性は①と同内容の主張であり、関連して、法による権限の明確な委任を求めている。コンセイユ・デタへの諮問については⑤と同じである。

（3）批判の検討

以上から、指摘を受けた問題点は次のように集約できる。すなわち、

- ①新型コロナウイルス感染対策措置の法的根拠が不十分である。
- ②根拠法は大臣に刑事制裁権を付与していない。
- ③対策措置が国会の審議を経ていない（議会制民主主義の不在または民主的正統性の欠如）。
- ④人権制限は法律に拠らねばならない。
- ⑤アレテ制定の際にコンセイユ・デタ立法部（法制局）の意見を事前に求めるべき。

特に①および②、④は、互いに関係するものといえよう。すると、実質的には問題点は3つということになる。

1) ①法的根拠の不十分さについて

最も重大な批判は、内務大臣の取った新型コロナウイルス感染対策措置（人権制約）に法的根拠がないとするものである。アレテ制定のために内務大臣が根拠とした法律は3つあるが、特に問題とされたのは市民の安全に関する2007年5月15日法である。この法律は、天然ガスパイプライン破損による大爆発事故（2004年）の後に、市民の安全を図るために避難措置などに関する定めをしたのものである。つまり、この法律は新型コロナウイルスなどの重大な感染症の蔓延に関する問題を対象にしていないのだから、この法律に基づくことが間違っている、つまり違法との主張である。

しかし、新型コロナウイルスのように感染力がかなり強く、しかも数多く

の重症者に死者まで出ている重大な感染症が蔓延している状態、つまり、国民の生命と健康にとっての緊急事態においては、何よりも即応措置が求められるのであって、その時に在る法律を「準用」して対応するのは合目的と判断される。特効薬がなく、人から人へ感染することが分かっている場合には人との接触遮断を目的とする措置を取るのが最も効果的なのは言うまでもないし、他に効果的な方法があるとも思えない。そのような措置を取ることを認めている法律を準用という形で利用することは正に合理的である。

違法性主張の根拠は時間の経過である。20年3月時点は正に緊急事態であったから、法律制定の時間的余裕もなかったので2007年法の準用を認めるが、10月の新政権成立後は、特に1年近くも経った21年においては、もはや緊急事態とはいえないから、準用は適切ではなくなり、措置を定めるアレテの「法的根拠が十分でない」と主張するのである。しかし、10月のドゥ・クロー新政権成立時には第二波に見舞われており、ウイルスにも更に強力な感染力を持つものが出現していて、ベルギーにも蔓延しつつあったのは事実であるから、3月時点のような急激なウイルス蔓延への驚きはなかったかも知れないが、同じような危機的状態であったと認めることができ、それは対策措置にある程度の効果が生じ始めるまで継続したのである。このように、時間の経過と共に法律適用の前提となる事実に変化があったとは言えないと思われる。

また、適切な法的根拠が存在する方が良いのは勿論のことであるが、それはむしろ不当の問題^{*17}であって、適法性の問題とは異なる。

関連して、②根拠法が刑事制裁権を付与していないのかどうかは当該法律を精査して検討しなければならない問題である。ただ、重大な感染症蔓延対策として国民の生命を守り、健康を維持するために様々な制限を伴う規制をする場合に、国民に対する推奨や要請、勧告などのみで有効対処が可能であれば刑事制裁など必要ないのは勿論なのだが、実際には10月末時点で107,453

件の新型コロナウイルス感染対策違反が摘発されていたのである*¹⁸。これをどう評価するかの問題とも関わる。実際問題としては、やはりある程度の強制は実効性を担保するためにはやむを得ないのではないか。また④人権制限は常に法律に拠らねばならないかどうかとも検討に値する問題である。これらについては後にコンセイユ・デタが述べるところを見ることにしたい。

ところで、政府が内務大臣による恣意的な人権制限を許していたなら、国会はいつでも政府を糾弾し、最終的には不信任を突き付けることができた筈である。国会がそれをしなかったということは、少なくとも下院の多数派は、主体的判断で政府の対応に賛成していた又は暗黙の承認を与えていたと言えるのではないか。この場合、国会は休眠していたのではなく、関わっていたことになる。

加えて、内務大臣のみの署名によるアレテによる対応が問題視されているが、それは法律上、形式はそうだというだけで、実際に内務大臣の独断でしていたかという、そんなことはありえないだろう。ウィルメス内閣の下では、医学専門家の意見を徴した後、国家安全委員会の議を経て新型コロナウイルス感染対策の基本方針を決定しており、これに基づいて大臣がアレテを定めたのである。だから、そこには合議性があるのである。そして、この国家安全委員会には共同体と地域圏の政府代表が加わっていたし、拡大関係閣僚会議には政府を信任した政党党首が加わっていた。確かに、国会は関わってはいないが、国民の代表ともいえる政党や地域政府の代表が内閣の決定に参加していたのであるから、民主的正統性が全く欠けていたとは言えない。後継のドゥ・クロー内閣にあっても、協議委員会の議を経ており、その構成からして、ここにも国民の代表性がないとは言えないと思われる。

2) ③対策措置が国会の議を経ていない、民主的正統性の欠如、との批判について

まず、国会が関われば、それは即民主的な決定と考えるのは短絡的に過ぎ

と思われる。国会が審議をすれば、形式的には民主的ということになるのであろうが、政府の取った対応措置とは異なるもっとまじな、より人権を制約しないような方法があったとでも言うのだろうか。愚考するに、国会が関わることになっても、その多数派が現在のものと異ならなければ、結論は同じになるのではないか。また、重大な感染症の蔓延に対し取りうる措置に、政府の取ったそれとは異なる選択肢が実際にあり得るのだろうか。誰が対応することになっても似たような対策を取るようになるのではないか。仮に違いがあっても、それは程度の差に留まる話ではないのか。

このように考えれば、国会が関わることで民主的正統性が確保されるとの議論は、今回の場合、それが確保されたからといって、実際には取られる措置にそんなに違いはなく、実益の乏しい理論上の主張に過ぎないのではないか。従って、国会の議を経ずに、その時に存在していた法律を利用（準用）したことは正しい選択であったと結論することができる。蛇足ながら、1) で述べたように、国会の議を経てはいなかったが、決定過程に国民の代表といえる人々関わっていたから、民主的正統性について言うなら、これを全く欠いていた訳ではないと言える。これも程度の問題であろうが。

批判者は、国会が関われば、民主的正統性が担保され、これにより他の何にもまして最良の選択をすることができると言わんばかりであるが、その事の証明は一切ない。党利党略が支配する国会の実態を無視したユートピア的又は観念的主張に過ぎないのではないか。

3) ⑤アレテ制定に際してコンセイユ・デタ立法部の意見を求めるべきとの批判について

平時であれば、その通りである。緊急時にはこの手続は免除されるから、この批判へは、何時から何時まで緊急時であったのか、言い換えれば何時頃から政府は余裕を持つことができることになったのかの問題を解決しなければならぬ。ただ、誰が緊急時と認定するかは問題で、結局、政府というこ

とになるであろう。従って、政府がそれと気付いてコンセイユ・デタの意見を求めるようになった時が、緊急時ではなくなった時ということにするしかないであろう。ただ、法律上は緊急時にはコンセイユ・デタの意見を5日以内に求めることができることになっているから、それさえ待てない緊急時とは一体如何なるものかとの更なる問いには、政府としては火急性を援用することになろう。

4. ブリュッセル第一審裁判所およびブリュッセル控訴院判決に至る経緯と判決

(1) 判決に至る経緯

前記1月15日付の記事で、内務大臣の新たなアレテ制定を批判していた人権同盟は、実は最初の20年3月23日の内務大臣のアレテをコンセイユ・デタ行政訴訟部に提訴し(20年5月22日)、敗訴していたのである(同年12月31日)。

コンセイユ・デタは、「COVID-19の感染拡大を抑制するための緊急措置に関する2020年3月23日の大臣のアレテは、〔その後の〕大臣のアレテにより廃止された。訴えられた最初の法令の廃止は…それがもはや執行停止という即時執行の対象にならないことを意味する。」^{*19}と理由を述べていた。これは前記3(1)で述べた「訴えの対象の不存在」によるものである。

コンセイユ・デタの出した数多くの棄却判決を見れば、新しいアレテをコンセイユ・デタで争っても勝訴の見込みがないと判断したのであろう、人権同盟は作戦を変え、憲法第159条^{*20}に基づき司法裁判所の前でアレテの適法性を争ったのである。

2021年2月22日 仏語系およびフラマン語系双方の人権同盟が、国を提訴。

その理由は、新型コロナウイルス対策措置が国会での民主的議論を経ていない。内務大臣のアレテがコンセイユ・デタ立法部の意見を求めずに制定さ

れている。大臣の取った措置には法的根拠がないとするものであった。

3月31日 ブリュッセル第一審裁判所、急速審理判決

2020年10月28日の内務大臣のアレテおよび後続のアレテは、「一見して十分な法的根拠に基づいていない」と判断し、30日以内に法的根拠の整備を求め、この期間経過後は1日につき500ユーロの制裁金を課すとした。

4月12日 国控訴

4月27日 ブリュッセル控訴院、弁論再開決定

訴えられた2020年10月28日のアレテを変更する新しい内務大臣のアレテ制定を受けて、新型コロナウイルス感染対策の延長をするアレテの制定に際し、内務大臣が初めてconseil d'Etat立法部の意見を求めていた。そこで原告被告両当事者にこの意見についての見解を示すよう控訴院が求めた。

4月30日 第一審が定めた根拠法制定の期限経過。人権同盟は制裁金の支払い請求せず。

5月18日 ブリュッセル控訴院審理 判決は遅くとも6月7日までに。

6月7日 ブリュッセル控訴院判決 国勝訴

(2) ブリュッセル第一審裁判所の判断

裁判所は以下のように判示した。すなわち、

「66. …COVID-19の蔓延に関わる状態は、…脅威または災害に特に曝された地域からの避難計画、つまり仮の居住地の指定を定めている2007年5月15日法によって対象とされたものでは一見してないことに鑑み、…様々な施設の閉鎖、義務教育の中断、集会の制限などは2007年5月15日法の《徴発と避難》という用語の意味には入らないことは明らかである。」

「67. 以上からして、2020年10月28日の大臣のアレテおよび後続のアレテをもって定められた…憲法上の自由と人の権利の制限措置は、一見して十分な法的根拠 base légale suffisante に基づいていない。…仮に蔓延の最初の段階の緊急性が2007年5月15日法に依拠することを説明し得たとしても、保健

危機発生後何ヶ月も経ったところでそれを利用するのはもはや正当化されない。^{*21}」

判決の中で、「一見して十分な法的根拠に基づいていない」とは、2つの意味を持つと思われる。最初に「一見して」とは、求められたのは緊急審理なので深い検討をせずに行った《仮の判断》だということ、次に「十分な法的根拠を持たない」とは、上記67からすれば、緊急事態においてはある程度の法的根拠はあったと認められるが、何ヶ月も経った現在ではそれは十分ではないという意味なのであろう。だから端的に「違法」と断言していないのである。新型コロナウイルス感染危機の発生時に2007年法などを「準用」して対処したことには異議を唱えず、何ヶ月も経った後では最初の緊急性が和らいでいるとして、準用の継続の適切さを問題にしているのであろう。だとすれば、これは不当の問題ということになりはしないか。

判決の結論部分では「明らかな違法状態 situation d'illégalité apparente」と述べているので、上記引用の「十分な法的根拠を持たない」との表現との間の論理的整合性に違和感を覚える。いずれにしても、判決は争われている措置の適用の即時執行停止を認めず、30日というかなり短い期限を切って法的根拠の整備を求めた。この要求は三権分立の観点から如何なものかと思われるし、法律制定に30日の猶予しか与えないのは余りにも現実離れしている。さらに、この判決が出された時には、政府は慎重を期して草案について下院の意見を求めるなどして法案提出の準備をしていたのに、その事には全く考慮を払わずに判決を下しているのも不可解である。原告の主張に寄り添い過ぎではなからうか。

レンデルス Renders 教授（仏語系ルーヴァン・カトリック大・行政法）は、「…司法権に属する裁判所が第一審で一見しただけで違法との判断に至るのは初めてのことはない。しかし、これらの判決は控訴審でみな改められてきたから、控訴審でどうなるかが分かることになる。…コンセイユ・デ

タは、COVID-19に対する戦いのために取られた措置に対する訴えを何度も提訴されている。…コンセイユ・デタは、総会において、これらの措置は〔問題にされている〕3つの法律に十分な根拠を持っており、それ故、措置は適法と結論している。^{*22}と述べて、一連のコンセイユ・デタの判決と比べたこの判決の特異さをやんわり指摘している。

ただ、マスコミの取り上げ方はかなりセンセーショナルであった。判決の出された3月31日12時27分にル・ソワール紙が「新型コロナウイルス感染対策措置は違法と裁判所により宣告された」^{*23}と速報を流すと、Belga 通信社の記事を転載したり、これに基づく後追い記事が次々と出された。国民の間に不平不満があった上に、対策措置の改善提言も学者などから出されていたので、裁判の行方が注目されていたし、何よりも国が敗訴したせいであろう。判決の内容を説明するもの、政府、与野党の反応を伝えるものなどが相次いだ^{*24}。

国は当然控訴した。

（3）ブリュッセル控訴院の判決^{*25}

ブリュッセル控訴院は、次のように判断した。すなわち、

先ず、「IV. 2020年10月28日の大臣のアレテに対する明白な法的根拠の欠如との訴因について」(p. 8)の部分で、コンセイユ・デタ行政訴訟部の2つの判決（2020年10月30日、n° 248.818, n° 248.819）と同立法部の3つの意見（2021年4月7日、n° 68/936/AG、2021年4月23日、n° 69/253/AG、2021年5月6日、n° 69/305/AG）を根拠に挙げて、「17. …本院は、2020年10月28日の大臣のアレテに備わる適法性の推定は、コンセイユ・デタ行政部の上記引用の判決によっても、立法部の意見によっても、つまり行政機関の行為の事後的統制の任務を付与された行政裁判所によっても、事前の適法性統制の任務を付与された諮問機関によっても、また同盟の議論によっても否定されていないと考える。これらの理由により、同盟は、2020年10月28日の大臣

のアレテが法的根拠を明らかに有していないと証明していない。」と判示して、第一審とは異なり、大臣のアレテが法的根拠を持つと認めた。

次に、「V. 内務大臣の権能について」(p. 18)の部分で、新コミュニケーション法(第135条、§ 2、2項、5°)が内務大臣に対し災害などを予防するために《適切な措置》を取ることを認めており、また内務大臣に対し、執行を確保するための規則 *actes réglementaires* を定めることを認めていると確認した(19.3.)が、「20.1. 一方で、コンセイユ・デタ立法部は、規定においては、大臣への付随的または瑣末なレベルの権限の委任は排除されてはいないと〔判断し〕、…〔同〕立法部は、例外的に、執行権の緊急介入を要する客観的理由がある場合に、大臣に対し法律をもって委任が行われることを認めている。…20.2. 他方で、基本的自由および権利への制限が行われるときには、国王への、すなわち大臣への立法者の権能の委任は憲法および欧州人権条約の規定に定められた形式的小および実質的な適法性の原則に反することがあってはならない。」と述べた後に、内務大臣による COVID-19対策措置が上記したところに反している可能性があり、だとすればそれを認めている根拠法が憲法に違反する虞があるが、これについては、エノー違警罪裁判所シャルルロワ支部が2021年3月18日の2つの決定により、憲法裁判所に前提問題(先決問題 *les questions préjudicielles*)を提起しているので(21.)、違憲性の確認をする権限が付与されていない司法裁判所は憲法裁判所の判決を待つしかなく、控訴院は、「22. …争われている措置を定める命令制定権を内務大臣に授けている2020年10月28日の大臣のアレテの法的根拠である法的規定の適用を拒否することができない。」と判断した。つまり、控訴院は憲法と欧州人権条約に照らすと根拠法に違憲の疑いがあるとしたのである。しかし、問題とされている法律の適用は続けるとした。こうして当分の間、内務大臣はこれまでのように規制措置を取り続けることができるので、この点でも実質的には国の勝訴として良いだろう。

続いて、「VI 違反と刑事制裁について」（p. 25）の部分では、憲法第12条および第14条の罪刑法定主義を確認した後に（24.）、「26. 2007年5月15日法第187条が、規則により基本的権利および自由の行使を制限することを許す非常に広範な権限付与に基づき内務大臣が定める措置に従うことの拒否または懈怠に対し大臣が刑事制裁を科すことを認めている限りで、憲法および欧州人権条約に照らして重大な留保をしなくてはならない…」が、上述したように憲法裁判所への前提問題が提起されているので、憲法裁判所の回答を待つほかないとした（27.）。ここでも根拠法の違憲性について留保している。従って、この点でも、実質的には国の勝訴である。

更に、「VII. コンセイユ・デタ立法部への諮問の欠如について」（p. 27）の部分では、1973年1月12日のコンセイユ・デタに関する整理法第3条、§ 1〔緊急時を例外とする大臣によるアレテ案の立法部への諮問義務〕（28.）および2020年10月28日大臣のアレテの根拠法に諮問免除規定のないこと（30.）を確認した後に、2020年3月以降如何なるアレテについても立法部への諮問がなかったとした。控訴院は、「33. …2021年1月21日の大臣のアレテ以後、コンセイユ・デタ立法部へ意見を求めないことを正当化する火急性は明らかに存在しない。…ベルギー国は、現在ではコンセイユ・デタ立法部に〔2021年4月24日アレテになったアレテ草案を〕諮問しているから、その事を理解している。」と述べた。つまり、政府および内務大臣が規制緩和措置を検討し始めた時期以後は緊急ではなくなったのだから、アレテ草案について立法部の意見を求めるべきであり、政府はそのようにしていると確認したのである。ここでもまた、内務大臣の対応を認めており、第一審の判断は全く覆されたということになる。

ブリュッセル控訴院が内務大臣による COVID-19対策措置の違法性を認めなかったことは、それまでのコンセイユ・デタの判決にも沿うもので、常識的な判断と言える^{*26}。そして、根拠法の違憲性の問題は、仮に疑念が存在し

でも憲法裁判所の判決を待つべきだとしたのも違憲審査権を持たない司法裁判所としては当然の判断である。この結果として、根拠法の違憲性については当分の間結論が出ないままにされたので、現状が追認されたのと同様の効果を持つことになったと言える。

この判決についてヴェルリンデン Verlinden 内務大臣 (CD&V) は、「この判決は私の期待通りのものである。ここ数ヶ月、私達は法的枠組みに基づいて一貫した行動をしてきた。控訴院は今日私達のやり方を再確認してくれた。この判決は大臣のアレテの適法性に関する明解な回答でもある。」^{*27}と感想を述べた。

前提問題についての憲法裁判所の判断が下されるまでには、およそ2年くらいかかるとのことなので^{*28}、政府には時間的余裕が与えられた。政府は、重大感染症対策法を成立させ、法的不安定を取り除けば良いのである。

5. 重大感染症対策法の制定準備作業

簡単に制定準備の経緯を確認しておきたい。

2021年2月10日 首相が下院に「草案」提出を知らせた。

2月24日 下院の委員会議長会議は、異例のことだが、草案の検討が最終法案の準備に有益と判断。政府は、初めから国会の意見を十分に聞いて慎重に事を進めるために草案を下院に提出した。草案段階から国会の意見を求めるのは民主主義の観点からは望ましいと言えよう。

3月1日 内務大臣がコンセイユ・デタ立法部に意見を求めた。

3月中 下院内務委員会は、草案についての検討を6回実施。

3月31日 下院本会議で午後一杯入念な審議が行われた。また、この日にブリュッセル第一審裁判所判決が下された。

4月7日 コンセイユ・デタ立法部の草案に関する意見が出された。

4月27日 政府は意見に基づく修正を施した法案を提出。

5月1日 下院内務委員会で第一読会報告、投票で法案可決。

5月17日 修正案が提出された。

5月18日 内務委員会第2読会で投票、法案可決。

5月20日 下院本会議。野党修正案提出。野党の提案により、コンセイユ・デタ立法部の意見を求めることに〔野党の審議妨害〕。下院規則によれば、50名の議員が請求すれば修正案をコンセイユ・デタ立法部へ送付して意見を求めることができる（下院規則第98条3、2項）。議長は5就業日以内の意見を請求した（同規則第98条2、2項）。

6月9日 立法部の意見（5月31日付及び6月3日付）^{*29}公表。法案は委員会議長会議の結果、6月10日の本会議日程に登載。関連する2つの法案が本会議にかけられることになった。1つは、内務大臣提出の感染症蔓延の際に取るべき手続と措置について定めるもので、「蔓延危機状態の行政警察の措置に関する法案（n° 1951/1 à 11）」で、もう一つは、保健大臣提出の保健領域の一連の措置（薬品供給や検査など）について定めるもので、「COVID-19の蔓延管理措置および保健領域でのその他の緊急措置に関する法案（n° 1929/1 à 10）」である。

6月10日 下院本会議で法案可決と思われたが、前者の法案に野党が再び修正案を提出し、野党議員の請求によりまたコンセイユ・デタ立法部の意見を急ぎで求めることに^{*30}。

残念なことに、下院規則に基づく野党の採択妨害は、果てしなく続く可能性がある。

後者の法案は、修正案が出されたものの、立法部の意見を求める野党からの請求はなく、投票の結果、採択^{*31}。

6. 法案の内容

(1) コンセイユ・デタ立法部の意見の概要

政府は、草案段階で下院の意見を聞くのと同時にコンセイユ・デタ立法部へも意見を求めた。緊急事態の下での例外的な進め方と言っても良いかも知れない。

立法部は、1ヶ月の検討後、法的な問題について意見を述べた。

1) 感染緊急事態の枠内で取られる措置について

「草案の第5条§1に言及された様々な措置が、特に衛生警察、市民保護又は及び市民の安全に関する連邦の権能を根拠に実際に取られうることは、コンセイユ・デタにとって明白である。」^{*32}として、緊急事態における連邦の権限を認めた。これに加えて、限定された条件の下で、「この権限の一般的性格を考慮すれば、連邦権力が連邦化された自治体の権能の領域に属する施設及び集会の場所を特に対象とする措置を取ることは排除されない。」^{*33}として、連邦と連邦化された自治体（共同体及び地域圏）の間の権能の配分について述べ、緊急事態での連邦権力の優越を認めた。

2) 協議の必要性

「共同体及び地域圏との協議の重要性からすれば、取られる措置が共同体及び地域圏の権能に属する政策領域に直接の影響を持つ度に、連邦権力が関係政府に対しこれらの措置の影響について事前に協議を受ける可能性を、そのような協議を不可能にする緊急事態を留保して、与えることを草案に明白に規定するのが望ましい。」^{*34}と述べて、連邦権力が優越する場合でも、関係自治体との協議をするよう提案した。

3) 行政警察の異なる制度の連結

コンセイユ・デタは、「一旦感染緊急事態が宣言されると、特別行政警察としての本法案が上記引用の法律に優先する。」^{*35}と述べて、将来重大感染症対策法が成立し、適用されるようになって、感染緊急事態が一旦宣言され

ると、危機管理の役割は原則として国王に委ねられ、それ以前は、既存の法律、市民保護に関する1963年12月31日法及び警察の職務に関する1992年8月5日法、市民の安全に関する2007年5月15日法、が適用されると明解に整理した。こうして、感染緊急事態発動以前は、これらの法律に基づき内務大臣に対応権限があることが明確にされた。

4) その権限に内務に関するものを有する大臣への権能の委任

「感染緊急事態において、如何なる遅滞も許されない措置が取られねばならないのに、国王のアレテが適時に定められることができないということが生じうることを排除できない。これらの非常に例外的状態のために、草案の中に、例外的に、国王への原則的委任の他に、閣議での審議を経ることを加えた上で、その権限に内務に関するものを有する大臣への委任を定めることが正当化されうる。^{*36}」として、感染緊急事態であっても、内務大臣への委任が認められる場合があるとした。

5) 基本的権利及び自由に関する統制

「如何なる基本的権利及び自由も絶対ではない。憲法のみならず人の権利に関する国際条約もこのために定められた条件が満たされるなら制限を認めている。

憲法に関して特に問題となるのは、形式的適法性の原則（制限は法律によって予め定められていなければならない）であり、人権に関する条約に関しては、正当性の原則（制限は正当な目的を追求するものでなければならない）、実質的適法性の原則（制限は明解な規範に定められていなければならない。その適用が合理的に予見されうること）、比例原則（制限が追求された目的を達成するために適切で、必要かつ比例していること）である。^{*37}」として満たすべき法的基本原則を示した後、草案の検討に入った。

「草案の第5条、§ 1、a) から g) は、草案他の規定と合わせると、形式的と同様実質的適法性に十分な形で対応している。〔措置の制限的なりス

ト、緊急緊急事態が発動される状況の十分な明確さ、裁判所への訴えの可能性、措置の適切さにつき立法者による統制の可能性を挙げている]」*38と結論した。

「草案の第4条、§1が、感染緊急事態の結果を予防し又は抑制するために必要な行政警察の措置でなければならないと明白に述べている。」*39として、草案が正当性の原則に適合していると認めた。

最後に、コンセイユ・デタは「草案第4条、§2が、措置は必要で、適切で、追求された目的に比例すると定め、…これが比例原則の伝統的な3つの要求を満たしている〔期間は最大3ヵ月であり、延長も毎回3ヶ月の期間であることを挙げている〕。」から、「比例原則もまた尊重されている」と判断した*40。

以上のように、コンセイユ・デタは、草案を法的基本原則に照らして適切なものと認め、個別の条文について技術的な指摘をした。また、私生活に対する権利に関わる個人情報処理については適法性の原則に照らすと、別の法律で明解に定めるべきとの意見を述べた*41。

政府は、これらの意見に従って草案を修正して、法案として提出した。

(2) 感染緊急事態における行政警察の措置に関する法案の内容分析

本法案の翻訳は参考資料として本稿の末尾に添付したので、そちらを参照されたい。ここでは、主な条文について、ヴェルデュッセン教授の指摘*42を参考にしながら、検討することとする。

第2条（定義）

ここで最も大事なものは、「感染緊急事態 *situation d'urgence épidémique*」の定義である。規定を見れば分かるように、その定義は十分に精確である。

ヴェルデュッセン教授によれば、フランスでは「その性質及び重大さから人々の健康を危険に曝す保険衛生上の大災害」との定義で済ませているとのことなので、比べれば本法案の定義の際立った緻密さがよく分かる。

第3条（国王の権限・感染緊急事態宣言）

本条は、感染緊急事態宣言が出される手続を定めている。この宣言の前提として、感染緊急事態に相当するとの保健大臣の意見と連邦の評価機関による危機分析が必要であり、3ヵ月を超えることができない厳密に必要とされる期間について宣言されることになっている。延長についても閣議で審議されたアレテをもって、毎回3ヶ月の期間についてなされるだけである。宣言の前提となった科学的根拠は公開されるので、透明性が確保されている。国王のアレテは、その発効から15日以内に国会による追認が必要である。これは、その間に国会での議論を認めるものであり、民主主義の観点からは適切な選択である。

ヴェルデュッセン教授は、「国会の追認には3分の2の多数が必要とすべきだった」とする。それは、「象徴的な意味で多数が支持していることを示すため」である。さらに、教授は、「この宣言そのものが如何なる裁判所でも争えないことが問題だ」とする。「将来の多数派が、邪悪な目的を持ち、相対多数によって宣言をしないとも限らないのに、これへの防御策がない」からである。

確かに、濫用への備えが足りないと言われれば、万全ではないかも知れないが、最初の入口のハードルが高いと、緊急時の対応に後れを取らないとも限らないので、そこはバランスの問題である。感染緊急事態の定義そのものが緻密で厳格なのでこれを満たすのは簡単ではないと指摘しておく。法案が即応性に重きを置いている点は理解できる。教授もまた、宣言が直ちに発効する点は、「場合によっては国会の追認前に効力を発生させなくてはならない危機も存在しうるので、適切だ」とする。勿論、追認がない場合には失効する。

第4条（国王の権限・行政警察の措置）

感染緊急事態が宣言されると、国王は、閣議で審議されたアレテにより、

行政警察の措置を取ることができる。ただ、火急の場合には、国王の権限は大臣に委任されうる。

ヴェルデュッセン教授はここを心配する。なぜなら、「将来的に権威的な政府が成立しないとも限らないので、国王のみにしておけば、補充的な保証となりうる」からである。

成る程、憲法（第105条及び第108条）を厳格に解釈すれば、国王のみということになろう。ただ、そうすると、やはり火急の場合に手遅れとなりかねないので、場合に応じて大臣への委任も例外的に認める方が現実的だと思われる。この点でコンセイユ・デタの意見に賛成である。

危機管理の権限ある機関内で、基本権、経済、精神衛生の専門家の意見を徴することになっているので、様々な観点からの専門家の意見を考慮に入れての客観的かつ複眼的判断が可能になっている。更にこれらの専門家は利害関係がないことを示す書類に署名することになっているので、公平な判断確保に配慮がある。

また、コンセイユ・デタの提案に従い、共同体などとの協議を採り入れているのも評価できるところである。連邦が、平時の権限配分を超えて、共同体などの権限内（例えば、学校の休校）について決定をすることができる点と、教授は、連邦の優越を認めることにつながり、連邦制の新たな発展の可能性として興味深いとする。

第5条（行政警察の措置の対象）

どのような措置を取ることができるのか細かにリストアップされている。規定の仕方からして制限列举に近いものと考えられる。

第9条（下院への報告義務）

政府が、取った措置について下院へ報告を行うのは当然である。毎月であるから、国会は十分に監督の目が届くことになる。当然、国会では質問や議論が行われることになる。

第10条（下院への評価報告）

政府が、感染緊急事態の終了後3ヵ月以内に、取った対策措置についての点検評価をして国会に報告するのも民主主義の観点の観点からは当然のことである。

第3章（修正規定）

本法案が成立し発効すれば、感染緊急事態においては、本法が適用されることを明確にした規定である。

法案の要点をまとめると、以下の通りである。

1. 感染緊急事態は、厳格な定義をされており（art. 2）、「国王のアレテ」により宣言される。つまり、1人の大臣の決定ではなく、閣議により審議・決定される。その際に、客観的な科学的根拠に基づかねばならない（art. 3）。

2. 感染緊急事態は、「厳密に必要とされる期間」について宣言され、「如何なる場合にも3ヵ月を超えることが出来ない」。但し、国会の承認の下で延長可能（art. 3）。

3. 国会は、国王のアレテについて「追認権」を持ち、15日以内になされないときには、アレテは効力を失う。つまり、国会はこの期間内に事態について「審議」することができる（art. 3）。

4. 政府は、場合に応じて関係自治体、共同体及び地域圏、と「協議」する（art. 4）。

5. 地域の状況に応じて、知事や市長はより厳格な措置を取ることができる（art. 4）。

6. 刑事罰を科された場合でも、3年後には記録から抹消される（art. 6）。

7. 政府は、毎月、取った措置について「国会へ報告」を行う（art. 9）。

8. 感染緊急事態終了後3ヵ月以内に、政府は、国会へ「基本的人権に関する評価報告」を行う（art. 10）。

7. 結びに代えて

本稿を書き終えようとしている時点でも、なお本法案は下院本会議での採択を待っている状態である。草案の段階から下院で審議し、コンセイユ・デタの意見に基づき修正した法案を十分な時間をかけて検討した後で、本会議で採択に付されうる状態に至ったところで、野党の策略で採択ができないままになっている。本法律制定の必要性は誰もが認めているのにも拘わらず、国会での審議を民主主義の最たるものと考えている人々は何故このような事態について何も発言しないのだろうか。国会での審議がないと批判し、迫及した人々は、国会での審議の結果を尊重するよう発言すべきではないのか。

さて、対策措置に伴う人権制限について少し考えてみたい。ここで一々挙げるまでもなく多くの人権が制約されることになった^{*43}。新型コロナウイルス感染対策の目的は、国民の生命を守り、その健康を維持することであった。この目的からする人権の制約は、わが国の憲法学で言うところの消極的目的の規制である。つまり、弊害の発生防止や緩和が目的だから、ある規制をして弊害の発生を抑えることができたり、緩和できたりすれば、それで目的は達成されるので、それ以上の規制は不必要になる。そこで過剰な規制になっていないかどうかを厳格な合理性の基準を用いて審査するのである。ただ、これには例外があり、公害や薬害の防止などのように人の生命や健康への配慮が念頭に置かれるときには、消極目的ではあっても、目的達成に必要な思い切った規制が許されることになる。換言すれば、そもそも人間にとって健康に生きることが何にもまして大事な権利である。誰にも他者の生命や健康を脅かす権利など元々ないのだから、当然他者の生命や健康に対する権利の前に様々な制約を受けることがあり、それを受忍しなければならないことになる（内在的制約）。

新型コロナウイルス感染による人権制限は、典型的な人権制約の場合のように、規制対象者にとってその人権が侵害されるだけ、つまり、デメリット

しかないのかというと、そうではない。新型コロナウイルス感染の様々な規制措置の結果として、規制を受ける人の生命や健康に対する権利もまたしっかりと守られているのである。と考えれば、ベルギーでの今回の人権制約は許されるという結論になる。このメリットの部分に多くの人は気付いていないのか、気付かない振りをしているのである。規制による制約は誰も嫌なものである。それは日々の生活の中で常に目に入る。だが、そこには健康に対する被害から守られているという確実なメリットが存在しているのである。

そうすると、規制によるデメリットから内在的制約による受忍限度分を控除し、規制から得られるメリットを加えると、この計算の結果がどうなるかである。今回の COVID-19 に対する種々の規制措置に由来するデメリットは、メリットを考慮に入れるとある人々にとってはプラスになっていることもありえるだろう。またある人々にはそれどころかマイナスの方が大きいということもあるだろう。後者への場合に応じた支援乃至補償などの対策は、国民を守る義務のある国家の責任だと考える。

当然のことながら、ベルギーにおいてもこの分野で（例えば、自営業者のための Droit passerelle [我が国の月次支援金に類するもの]、消費税の一時的減税等々）政策的な措置は既に取りられ、また取られようとしている。

最後に、ベルギーで、重大感染症対策法が1日も早く制定され、その十分な効果を発揮することを願うばかりである。

2021年6月17日 擱筆

付記 校正中に以下の事態の推移を見た。すなわち、

コンセイユ・デタ立法部総会の意見が出されたので（6/23）、法案は下院本会議の議事日程に載せられ（6/24）、30日の本会議にかけられたが、直ちに野党から修正案が提出され、野党議員（59名）の請求により再度コンセイユ・デタの意見を求めることになった（4度目）。これについては、本質的

な民主的議論をしようとはせず、建設的な態度ではないとする内務大臣の反応や手続の濫用と非難する与党の意見などが報道された (La Libre Belgique du 30 juin 2021, “Loi pandémie: le cdH, le PTB et la N-VA demanderont un nouveau renvoi au Conseil d’État.”, RTBF du 30 juin 2021, “Loi pandémie: quatrième report du vote, le Conseil d’État sollicité sur une série d’amendements de l’opposition.”, Vif du 30 juin 2021, “Le projet de la loi pandémie repart au Conseil d’État.”)。

ル・ソワール紙は、野党の修正案の中には必ずしも審議妨害とはいえないものもあるとのルフェブヴ Lefebvre (Crisp) の意見を紹介しているので (Le Soir du 30 juin 2021, “Le vote de la Loi Pandémie est reporté.”)、これについて検討する。

ローヴァー Hoover (N-VA) の修正案 no. 60・61は、感染の始まりと国会による対処の許可との間の法的空白を埋める提案である。すなわち、「…感染の始まりと上記の国王のアレテ〔感染緊急事態宣告〕の公表の間に一定の時間の経過がある。というのは、この国王のアレテが公表される前に、〔専門家の〕意見が徴されねばならず、危機分析も行われなくてはならないからである。従って、この間には行政警察に関する火急の措置を取ることができないことになる。ここに、危機の管理と安全に関してこれを著しく害する空白が存在する。」(Doc 55 1951/012, p.14) と彼は述べる。建設的な意見と言えよう。

ただ、定められた手続を文字通りに取ればそうかも知れないが、今回のような感染が生じた場合に、それぞれの担当者が意見や分析を求められる場合を予測して準備をしておくことは禁じられてはおらず、却って適切でもある。指示を待たずに、それぞれの担当者が独自の判断で事前準備を行えば、空白の発生は避けられ、仮に発生しても短期間に留まるから、即応可能になる。従って、この修正案を採用する法的必要性はないと思われる。

この後、野党を分断し、再度の意見請求を阻止するために、N-VA の修正

案を採り入れるという奇策もあるかも知れない。いずれにしろ、今後の推移を見守るより他にない（7月5日付記）。

その後、コンセイユ・デタ立法部総会の意見（Avis du Conseil d'Etat N° 69.773/AG du 7 juillet 2021）が¹出され、7月14日に下院本会議が²開かれた（Compte Rendu Analytique, Chambre, Séance plénière du 14 juillet 2021, CRABV 55 PLEN 118, pp.2-57.）。この段階になって、野党のN-VAが、修正案を出してコンセイユ・デタへ意見請求するという審議遅延はしないと態度変更したので（ibid., pp.3-8.）、他の野党は意見請求に必要な50名を確保できなくなった。本会議での最終審議に引き続き、15日に採決が行われ、法案は賛成78、反対59、棄権1で可決された（Compt Rendu Analytique, Chambre, Séance plénière du 15 juillet 2015, CRABV 55 PLEN 122, pp.53-60.）。本年3月の草案検討から、この間に4回のコンセイユ・デタ立法部への意見請求を経て、合計34の修正案を全て否決した上でのことであった。可決された重大感染症対策法は、国王の親署後、官報に登載される（7月16日付記）。

* 1 ベルギーでの感染発生から連邦政府の対応体制の構築までは、拙稿「ベルギー連邦政府（Wilmès II）の成立（2020年3月17日）について」福岡大学法学論叢65巻2号、2020年9月、pp. 265-310、特にpp. 266-289を、その後の対策措置などについては拙稿「ベルギー：連邦制の下での独自の対応」植田隆子編著『新型コロナ危機と欧州、EU・加盟10カ国と英国の対応』、文眞堂、2021年3月、第5章、pp. 177-201を参照されたい。

なお、後者のp. 182、最終行において特別権力付与期間を「6ヵ月間」としたのは誤りで、正しくは「3ヵ月間」であった。ここにお詫びし、訂正させていただきます。当時の政治状況と報道からウィルメス第2次内閣に対する6ヵ月間の信任と特別権力付与がセットになっているものと早計し、確認を怠った筆者のミスである。

* 2 本アレテの翻訳は、前掲「ベルギー：連邦化での独自の対応」pp. 184-187を参照されたい。

* 3 これらの授権法の翻訳は、前掲「ベルギー連邦政府（Wilmès II）の成立（2020年3月17日）について」pp. 305-310を参照されたい。

- * 4 1980年8月9日制度改革法 (M.B.,15 août 1980) 第31条以下。
- * 5 10月末時点で、85件の訴えが受理可能と判断され、その内61件が緊急執行停止を請求していた。Voir Le Soir du 28 oct. 2020, “Coronavirus: les recours contre l’Etat se multiplient.”
- * 6 11月初め迄にコンセイユ・デタは32判決を下し、執行停止を認めたのは1例に過ぎなかった。Voir Le Soir du 2 nov. 2020, “Carte Blanche: 《Sortez le parlement de la quarantaine!》”
- * 7 上掲拙稿「ベルギー：連邦制の下での独自の対応」p. 199、注35及び Proposition de loi modifiant la loi du 15 mai 2007 relative à la sécurité civile, en vue de limiter dans le temps les effets des arrêtés ministériels pris en cas de situations exceptionnelles, Doc.parl., Ch.repre., 3e sess. 2021, Doc 55 1823/001, p.5を参照されたい。
- * 8 C.E., n° 248.818, SA Umami [horeca の閉店を争ったもの] et n° 248.819, Verelst et consorts [夜間外出禁止を争ったもの]。
- * 9 Le Soir du 27 août 2020, “Carte blanche: 《Il est nécessaire et urgent de revoir totalement la gestion de la crise Covid-19.》”
- * 10 Le Soir du 9 sept. 2020, “La chronique de Carta Academica: la Constitution au temps du Covid-19, où sont nos parlementaires?” et Le Soir du 30 janvier 2021, “Anne-Emmanuelle Bourgaux (UMons): 《Depuis le début de la crise, les parlementaires ne défendent pas nos droits et libertés.》”
- * 11 Le Soir du 2 nov. 2020, “Carte blanche: 《Sortez le parlement de la quarantaine!》”
- * 12 La Libre Belgique du 15 janvier 2021, “La Ligue des Droits Humains dénonce le nouvel arrêté ministériel sur les mesures Covid, “qui pèse sur nos droits et libertés et s’installent sans débat.””
- * 13 Le Soir du 28 janvier 2021, “Coronavirus: la légitimité démocratique du pouvoir d’exception remise en question par des chercheurs.”
- * 14 Le Soir du 10 fev. 2021, “20.000 avocats rappellent le gouvernement à ses devoirs démocratiques.”
- * 15 Le Soir du 11 fev. 2021, “le juriste 《Une forme de prise d’otage des juges par le pouvoir politique》.”
- * 16 La Libre Belgique du 24 fev. 2021, “Les arrêtés ministériels sur lesquels se basent des mesures aussi liberticides que le couvre-feu reposent sur trois lois qui n’ont pas été conçues pour cela.”
- * 17 批判する野党議員自身も「当を得ていない inopportun」との言葉を使っていた (Doc55 1823/001, p. 6)。因みに、法律の目的外利用を非難するのであれば、国家安全委員会 CNS や協議委員会 Codeco の利用も、設置目的とは異なるのだから問題にされるべきではなかった

か。この区別が不可解である。

- * 18 op.cit., (注5).
- * 19 C.E. (15e ch), 31 dec. 2020, n° 249.400, p. 10.
- * 20 憲法第159条「法院および裁判所は、法律に適合する限りで、一般〔連邦、共同体、地域圏〕、州および地方〔市町村〕のアレテおよびレグルマンを適用する。」
- * 21 Tribunal de première instance francophone de Bruxelles, 31mars 2021, 2021/14/c, pp.23-24.
- * 22 Renders(D), “L’État a trente jours pour revoir des mesures Covid jugés à première vue illégales!”, Justice en ligne du 12 avril 2021.
- * 23 Le Soir du 31 mars 2021, “Info 《Le Soir》 -L’Etat condamné par le tribunal de Bruxelles qui juge les mesures covid 《illégales》.”
- * 24 ル・ソワール紙だけでも1日に計10本の記事が出された。Le Soir du 31 mars 2021, “L’Etat belge condamné à légaliser les mesures sanitaires.”, “Mesures covid invalidées: en quoi la décision du tribunal va-t-elle changer le quotidien des Belges?”, “La loi Pandémie en débat au Parlement: feu nourri de l’opposition, critiques dans la majorité.”, “Mesures Covid jugées illégales: quid des amendes déjà reçue?”, “Les mesures Covid jugées illégales: la ministre de l’intérieur fait appel.”, “Mesures covid illégales: l’Etat fait appel.”, “Mesures anti-covid invalidées: confusion au sein de la Vivaldi.”, “Mesures covid invalidées: le tribunal nous rappelle les libertés perdues.” et “Coronavirus: la Justice rappelle l’Etat à ses devoirs.”; この他に Le Vif du 31 mars 2021, “L’Etat belge condamné à lever toutes les “mesures Covid” dans les 30 jours.”, “Le gouvernement ira en appel de la décision qui juge illégale les mesures corona.”; VRT du 31 mars 2021, “La justice octroie 30 jours à l’État belge pour donner une base légale aux “mesures Covid”.”; LN 24 du 31 mars 2021, “L’Etat belge condamné à mettre fin aux mesures anti-Covid d’ici 30 jours.”, “Mesures anti-Covid jugées illégales: la ministre de l’Intérieur fait appel.”, “Mesures anti-Covid: “Il faut un contrôle démocratique suffisant”.”; RTL du 31 mars 2021, “Le tribunal de Bruxelles condamne l’Etat à lever les mesures Covid dans les 30 jours: le gouvernement fait appel.”, “L’Etat belge condamné à lever les mesures covid: quelles conséquences concrètes pour les citoyens?”; RTBF du 31 mars 2021, “Coronavirus en Belgique: l’État s’agit la Cour d’Appel concernant les accusations d’illégalité des mesures Covid.”; Echo du 31 mars 2021, “La justice égratine les mesures anti-Covid, l’État en appel.”
- * 25 Arrêt définitif de la Cour d’appel de Bruxelles, 7 juin 2021, 2021/KR/17.
- * 26 控訴審判決は一審判決に比べて余り関心を持たれなかった。Voir La Libre Belgique du 7 juin 2021, “Légalité des mesures Covid: “une base pas illégale en apparence, mais peut-être contraire aux libertés”, juge la cour d’appel.”, “Les mesures sanitaires ne sont pas jugées illé-

gales “mais il reste un flou sur la constitutionnalité des mesures.”; RTBF du 7 juin 2021, “Légalité des mesures Covid: la cour d’appel donne du temps à l’Etat.”; Le Soir du 7 juin 2021, “Légalité des mesures covid: la cour d’appel renvoie la patate chaude à la Cour constitutionnelle.”; LN24 du 7 juin 2021, “Mesures anti-covid: la Cour d’appel y trouve “apparemment un fondement légal”.”

- * 27 *ibid.* (Le Soir du 7 juin 2021)
- * 28 Le Soir du 7 juin 2021, “La défense peut demander d’attendre les réponses sur la constitutionnalité.” 敢えて予測するなら、憲法裁判所は前提問題について違憲判断をしないであろう。というのは、コンセイユ・デタの本件に関わる判断（意見および判決）は、法的に的確かつ明解な論理に基づいていると思われるからである。
- * 29 Avis de la section de législation du Conseil d’État, n° 69.436/1/2/3 du 31 mai 2021 et n° 69.435/AG du 3 juin 2021. 総会による意見の場合には、5 就業日から 8 就業日へ延長可能である。この延長は、コンセイユ・デタに関する1973年 1 月12日整理法第84条、§ 1、第 1 項、3° による。
- * 30 *Compte Rendu Analytique*, Chambre, séance plénière du 10 juin 2021, Après-midi, CRABU 55 PLEN 109, pp.27-36.
- * 31 *ibid.* pp.43-89. Vote pp.72-78.
- * 32 Avis du Conseil d’État, n° 68.936 du 7 avril 2021, Doc 55 1951/001, pp.81-82.
- * 33 *ibid.* p.84.
- * 34 *ibid.* p.85.
- * 35 *ibid.* p.86.
- * 36 *ibid.* p.92.
- * 37 *ibid.* p.94.
- * 38 *ibid.* pp.98-99.
- * 39 *ibid.* p.100.
- * 40 *ibid.* pp.100-101.
- * 41 *ibid.* pp.118-121.
- * 42 Le Vif du 17 mai 2021, “Loi pandémie: “Le texte définitif reste du bricolage et n’évite pas une future dérive populiste”.” なお、ヴェルデュッセン教授が指摘をしたのは 5 月 7 日の第一読会で採決された法案についてであり、末尾の参考資料は 5 月 18 日の第二読会で採択された法案の拙訳であることをお断りしておく。
- * 43 どのような人権が制約を受けたかについては、前掲拙稿「ベルギー：連邦制の下での独自の対応」p. 189を参照されたい。Voir aussi Avis de Conseil d’État, n° 68.936, p.93.

参考資料

感染緊急事態における行政警察の措置に関する法案

DOC55 1951/009

第1章 一般的規定

第1条（下院の排他的権限）

本法は憲法第74条（下院の排他的権限）の事項について定める。

第2章 感染緊急事態に関する権限

第2条（定義）

本法の適用のために、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1° 「知事 *gouverneur*」：州知事及びブリュッセルの制度に関する1989年1月12日特別法第48条適用によるブリュッセル都市圏 *agglomération* の権限ある機関をいう。
- 2° 「大臣」：その権限において内務に関わるものを有する大臣をいう。
- 3° 「感染緊急事態」：人に感染する病原体の存在により重大な脅威をもたらしたまたはもたらしうるすべての事象 *événement* をいい、そして、
 - a. ベルギーの大多数の者が感染し又は感染しうるもので、かつ健康に重大な影響を及ぼし又は及ぼしうる
 - b. 及び、ベルギーにおいて以下のような1つないし複数の結果を発生させ又は発生させうる
 - 一定の医療従事者への重大な負荷
 - 医療に従事する一定職の人員増又は削減、支援を定める必要性
 - 医薬品、医療機器又は個人保護装備の早急かつ大量の配備

- c. 及び、脅威を取り除き又は事象の有害な結果を制限するために国家レベルでの権限ある関係者の調整及び管理を必要とし、
- d. 万一の場合に、以下の1つ又は複数の結果をもたらしたものをいう。
 - 「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」として国際保健機関により認定された状態
 - 欧州議会決定 no1082/2013/UE 第12条及び決定 no2119/98CE を廃止し、国境を超える重大な保険危機に関する2013年10月22日勧告に基づき、欧州委員会により認定された状態

第3条（国王の権限・感染緊急事態宣言）

§ 1. 国王は、閣議において審議されたアレテをもって、いかなる場合においても3ヶ月を超えることができない厳密に必要とされる限定された期間について、緊急感染事態を宣言する。この宣言は、その権限に公衆衛生を有する大臣の感染緊急事態であることを示す意見及び本条§ 4所定の連邦レベルでの評価及び測定担当機関によりなされた危機分析の後になされる。

第1項の期間経過後、国王は、新たな第1項の意見および危機分析の後、閣議で審議されたアレテをもって、毎回最大3ヶ月の期間、緊急感染事態の維持を宣言することができる。

§ 2. 政府は、下院議長に対し、早急に科学的根拠を通知する。この根拠には、少なくともそれに基づき第1項のアレテが定められた第1項の意見及び危機分析を含む。

第1項のどの国王のアレテも直ちに効力を発生し、その発効から15日の期間内に法律により追認される。

第2項の期間内に承認されないとき、当該国王のアレテはその効力の発生を止める。

§ 3. 権限ある機関及び部局は、国民のために、第2項の科学的根拠を早

急にかつ利用可能になり次第公表するよう留意する。

§ 4. 国王が感染緊急事態を宣言したとき、国レヴェルでの調整又は管理を必要とする危機的事件及び状態の緊急計画の立案に関する2003年1月31日の国王のアレテ並びにコミューン及び州レヴェルでの緊急計画及び緊急事態管理及び国レヴェルでの調整又は管理を必要とする事件及び危機の状態での市長及び州知事の役割に関する2019年5月22日の国王のアレテが未だ始動されていない場合には、大臣がこれを始動し、危機的状态の戦略的調整の任に当たる。

第4条（国王の権限・行政警察の措置）

§ 1. 国王が第3条§1に従って感染緊急事態を宣言し又は維持したとき、国王は、感染緊急事態の性質に応じた特に基本権、経済、精神衛生の専門家が加わる危機管理の枠内で権限ある機関での協議の後、公衆衛生への感染緊急事態の結果を予防し又は制限するために必要な行政警察の措置を閣議で審議されたアレテをもって定める。諮問を受ける専門家は、利害宣言書に署名し、国王により定められた倫理規定を尊重する。

措置が連邦化された自治体の権能に属する政策領域に直接の影響を持つ度に、連邦政府は、関係する連邦化された政府に対し、その政策領域に影響するこれらの措置の結果について協議を受ける可能性を予め付与する。ただし、緊急の場合を除く。

第1項の例外として、切迫した危機の場合に、いかなる遅滞も許されない措置が閣議で審議された大臣のアレテをもって大臣により定められる。

§ 2. 地域の状況が必要とするとき、知事及び市長は、それぞれ固有の領域について、大臣の場合による指示に従って、§1のそれよりも強化された措置を取る。このために、これらの者は、検討された措置につき権限ある連邦及び連邦化された権力と協議する。緊急性が措置の決定について事前協議

を許さないとき、関係市長又は知事は、取った措置について可及的速やかにこれらの権限ある権力に通知する。全ての場合において、市長により検討された措置は知事と協議され、知事によるそれは大臣と協議される。

§ 3. § 1 及び § 2 の措置は、必要で、適切かつ追求された目的に比例しなければならない。

これらの措置は、将来のために、最大3ヶ月の期間について定められ、感染危機事態がなお存在し又は第3条 § 1 に従い維持された限りで、その効果を発揮する。それらは、毎回最大3ヶ月の期間、感染危機事態がなお存在するとき又は第3条 § 1 に従い維持されたときに、延長されることができる。

これらの措置は、感染緊急事態を宣言し又は維持する国王のアレテによる確認がなければ、その効果の発生を止める。

§ 4. 政府は、官報での公布の前に、§ 1 の国王のアレテを下院議長に通知する。

政府は、それに基づいて国王のアレテが定められた § 1 の機関の意見を、早急に下院議長に対し通知する。

大臣は、§ 1 の大臣のアレテを早急に下院議長に通知する。

第5条（行政警察措置の対象）

§ 1. それらの間で結合されうる第4条 § 1 の措置は、以下を対象とする。

a. ベルギー領土への入域または出域の態様又は条件の決定、これにはシェンゲン国境規範第14条又は外国人の入国、滞在、定住及び退去に関する1980年12月15日法第43条に従った入国拒否の可能性を含む。

b. g の適用で取られる措置を留保して、公衆を受け入れる施設の1つ又はいくつかの施設のカテゴリー又はその一部並びに集会場所への入場、入場制限又は閉鎖の態様又は条件の決定

c. 一定の財産及びサービスの売却及び又は利用の態様又は条件の決

定、その制限又は禁止

d. 集会の態様又は条件の決定、その制限又は禁止

e. 移動の態様又は条件の決定、その制限又は禁止

f. 労働の組織の条件の定立、ただし、労働を行う際の労働者の福祉に関する1996年8月4日法第4条§1、第4項の適用により定められた措置を留保する。

g. 国民の死活的な利益の保護又は人々の必需品に必要な、このために、その活動の全部又は一部を継続しなければならない商店、企業並びに私的及び公的サービスのリストの作成

h. 他者との一定の距離の維持、個人保護の装備の着用または手の衛生に関する規則のような、感染緊急事態の原因である感染要因の蔓延を予防し、遅らせ又は止めるための保健保護措置の決定

§ 2. それらの間で結合されうる第4条§2の措置は、以下を対象とする。

a. 公衆を受け入れる施設の1つ又は幾つかの施設のカテゴリー又はその一部並びに集会場所への入場、入場制限又は閉鎖の態様又は条件の決定、ただし、fの適用で取られる措置を留保する。

b. 一定の財産及び役務の販売及び又は利用の態様又は条件の決定、その制限又は禁止

c. 集会の態様又は条件の決定、その制限又は禁止

d. 移動の態様又は条件の決定、その制限又は禁止

e. 労働の組織に関する条件の定立、ただし、労働を行う際の労働者の福祉に関する1996年8月4日法第4条§1、第4項適用により定められた措置を留保する。

f. 国民の死活的利益の保護又は人々の必需品に必要な、このために、その活動の全部又は一部を継続しなければならない商店、企業並びに私的及び公的サービスのリストの作成、ただし、このリストが§1、gの適用に

よってまだ定められていない場合に限られる。

g. 他者との一定の距離の維持、個人保護の装備の着用又は手の衛生に関する規則のような、感染緊急事態の原因である感染要因の蔓延を予防し、遅らせ又は止める保健保護措置の決定

§ 3. 国王は、§ 1 の適用で取られた措置の枠内で、利用可能な公的サービスがなく、十分な手段が欠けている場合に、必要と判断する人員及び物品の挑発を行うことができる。

第1項の例外として、いかなる遅滞も許されない挑発は大臣により命じられることができる。

国王は、国王が決定する追加条件の下で、§ 2 の適用で取られた措置の枠内で同一の権限を知事及び市長に授権することができる。

国王は、徴発の手続き及び態様を定める。

人員及び物品の挑発に関わる費用を負担し、これらの費用を権利を有する者に弁済するのは、

1. 国、徴発をしたのが国王、大臣又は知事であるとき。
2. コミューン、徴発をしたのが市長のとき。

その費用は、人員及び物品に生じた損害の賠償に関わり、それが徴発がなされた活動の執行中又は執行行為により生じた事故から生じており、その事故が被害者の故意によるものであるときには、支払われない。

夫役の期間中、労働契約及び見習い契約は、これらの役務に加わり、又は挑発の対象となった労働者のために停止される。

第6条（罰則）

§ 1. 第4条及び第5条の適用で取られた措置の違反は、以下のように罰せられる。

- 1° 1ユーロから500ユーロの罰金

2° 20時間から300時間の労役

3° 6ヶ月から2年の保護観察

4° 1ヶ月から3ヶ月の電子監視

5° 1日から3ヶ月の禁固

第1項2°から5°に定められた刑罰は、併せて科すことができない。

裁判官は労役又は保護観察の宣告を決定するとき、その内容が同様の新たな違反を犯す危険を制限するために感染緊急事態に対する戦いと関係があると教示することができる。

§ 2. § 1の例外として、一方で社会刑事法典第16条3の雇用者と他方で社会刑事法典第16条2の労働者との関係に係る社会刑事法典第16条10の労働の場所に関する措置の違反は、社会刑事法典の規定に従い罰せられる。

§ 3. 違警罪裁判所は、§ 1の違反を管轄する。これには、州法第128条及び第139条に基づき知事及び郡監察官より定められたオルドナンスの違反を含む。

§ 4. 刑法典第1篇、第7章、第85条の規定は、§ 1の違反に適用されることができる。

§ 5. 刑事訴訟法典第2篇、第7編、第1章の中央犯罪記録に関する規定に従い犯罪記録抜粋に載せられた§ 1及び§ 2により科された刑の宣告は、刑を宣告した最終判決から3年の期間後消去される。ただし、この判決により科された罰金の徴収を妨げるものではない。

第7条（知事及び市長の権限）

知事又は市長は、不服従者又は不出頭者の費用で、第4条及び第5条の適用により取られた措置の執行を職権で開始させることができる。

第 8 条（措置遵守の監視）

第 4 条及び第 5 条により取られた措置遵守の監視は、以下の公役務の構成員により、取られた措置と関係する彼らの権限の枠内でのみ、確保される。

- 1° 警察の職務に関する法律第 3 条 7 の警察業務の作戦部局
- 2° 社会刑事法典第 17 条、§ 2 の役務又は制度
- 3° 食料品及びその他の製品に関して消費者の健康保護に関する 1997 年 1 月 24 日法第 11 条、第 11 条の 2 及び第 16 条に従い並びに同法第 19 条の手続の適用可能性と共に、連邦公衆衛生局食肉、野菜、食品総合監察部
- 4° 経済法典第 XV 篇、第 1 編、第 1 章の規定に従い、同法典第 XV. 31 条及び第 XV. 61 条の手続の適用可能性と共に、連邦経済、中小企業 (PME)、中流階級、エネルギー局経済観察総務部

第 9 条（政府による下院への報告義務）

毎月、政府は、第 3 条 § 1 の感染危機事態の宣言又は維持並びに第 4 条、§ 1 及び第 5 条、§ 1 に従い取られた行政警察の措置について、下院に対し報告を行う。

場合によっては、権限ある大臣が、各々自らの権能に属する局面について、本法の適用のその他の局面について、下院に対し報告を行う。

第 10 条（政府による下院への評価報告）

新型コロナウイルス COVID-19 の蔓延終了後 3 ヶ月の期間内に、政府は、本法が廃止、補完、修正又は代替されねばならないかどうかを審査するために、基本権尊重の枠内で追求された目的に関する評価報告を下院に対し伝達する。

感染危機事態の各終了後 3 ヶ月の期間内に、政府は、本法が廃止、補完、修正又は代替されねばならないかどうかを審査するために基本権尊重の枠内

で追求された目的に関する評価報告を下院に対し伝達する。

第3章 修正規定

第1節 市民保護に関する1963年12月31日法の修正

第11条

市民保護に関する1963年12月31日法第1条は、次のように起草された項により補完される。

「感染危機事態の際の行政警察の措置に関する…法の規定の発効後、行政警察に関する本法の規定は感染危機事態に適用されない。」

第2節 市民の安全に関する2007年5月15日法の修正

第12条

2013年12月21日法により修正された市民の安全に関する2007年5月15日法第3条の中に、以下のように起草された項が第1項と第2項の間に挿入される。

「感染危機事態の際の行政警察の措置に関する…法の規定の発効後、行政警察に関する本法の規定は感染危機事態に適用されない。」

第3節 社会刑事法典の修正

第13条

2020年6月24日の特別権力のアレテ n°37により挿入された社会刑事法典第17条、§2、第1項において、「新型コロナウイルス COVID-19の蔓延を制限するために内務大臣により取られた緊急措置」との文言は、「感染危機事態の際の行政警察の措置に関する…法の第4条及び第5条の適用で取られた公衆衛生に対する感染危機事態の結果を予防し又は制限するために必要な措置」との文言に代替される。

第14条

2020年6月24日の特別権力のアレテ n°37により挿入された同法典第Ⅱ篇第12章の題において、「新型コロナウイルス COVID-19の蔓延を制限するための緊急措置」との文言は、「感染緊急事態の際の措置」に代替される。

第15条

2020年6月24日の特別権力のアレテ n°37により挿入された社会刑事法典第238条に、以下の修正が加えられる。

1° 「新型コロナウイルス COVID-19の蔓延を制限するための緊急措置」との文言は、「感染危機事態の際の措置」に代替される。

2° 第1項において、「労働者を支援するために新型コロナウイルス COVID-19（Ⅱ）の蔓延に対する戦いにおいて措置を取るために国王に権限を授けた2020年3月27日法第2条及び第5条執行のための特別権力のアレテ n°37の第15条の義務」との文言は、「感染危機事態の際の行政警察の措置に関する…法の第4条及び第5条の適用で取られた公衆衛生のために感染危機事態の結果を予防し又は制限するために必要な措置」との文言に代替される。

3° 第1項は、以下の文章により補完される。「感染危機事態の際の行政警察の措置に関する…法の第4条の適用において取られた措置の枠内で課された義務は、労働者の健康及び安全の保障を確保するための予防措置として企業において遵守されねばならない。」

第4章 発効

第16条

本法は、閣議で審議されたアレテをもって国王により決定された日から、遅くとも本法の官報での公布後の最初の平日から31日目の平日までに、発効する。

本条の適用について、「平日」とは土曜日でも、日曜でも、祝日でもない日を意味する。